

## (2) 調査結果

## 1. 運動の概要

## 交通安全運動が発展した経緯

## 自動車の普及にともなう交通事故の増加と世論の盛り上がり -法整備と交通安全協会の展開-

- ・ 明治30年代に輸入された自動車は、大正から昭和に入って発達し、交通事故も次第に増加。
- ・ 大正8年1月に運転免許制度などを定めた自動車取締令（内務省令第1号）、大正9年12月に人も車も左側通行などを定めた道路取締令（内務省令第45号）が全国統一の交通法規としてはじめて制定、公布された。
  - 法令の周知徹底のために、警察が中心となって「交通安全運動」を展開。
  - 警察の指導により、広島、静岡、岐阜、福岡、愛知などの府県で「交通安全協会」を結成。
- ・ 戦後、本格的な自動車交通が幕明けとなり、交通事故が多発し、事故防止の問題が世論となって盛り上がった。
  - 交通事情と世論を反映して、地方の道路運送業者、自家用自動車の所有者、運転者等を会員とする「交通安全協会」の設立が全国各地で進められた。

## 日本交通安全協会の設立、全国統一運動の確立

- ・ 自動車交通が広域化し、交通事故の防止対策も、全国統一的な交通安全運動を強力、かつ、幅広く推進することの必要性を痛感。
- ・ 昭和25年、都道府県交通安全協会、大都市交通安全協会、国家公安委員会および警察関係者を会員とする日本交通安全協会が設立。事務所を警視庁内に設置。
- ・ 広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図るため、昭和23年12月10日から16日までの1週間、国家地方警察本部の主催により全国交通安全運動が実施。その後、全国交通安全運動は実施期間や春秋2回実施など実施要綱に変更を加えながら現在に至る。

## 「交通事故防止に関する決議」と、財団法人「全日本交通安全協会」の発足

- ・ 昭和33年、「交通事故防止に関する決議」を行った。
- ・ 昭和35年には、昭和22年制定の「道路交通取締法」を廃止し、交通の安全と円滑を目的とした道路交通法が制定。日本交通安全協会は創立10周年を機に組織を発展的に解消することを決定し、解散し、財団法人「全日本交通安全協会」設立を決議

## 事例1. 交通安全に関する国民運動

## 1. 運動の概要

- ・ 広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの 実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、毎年、春と秋の2回、全国交通安全運動を実施
- ・ 期間中、国・地方公共団体や民間団体が相互に協力して幅広い国民運動を展開している
- ・ 全国交通安全運動期間以外にも、年間スローガンを公募により決定したり、ポスターコンクールを実施するなど、様々な取り組みが行われている

## (1) 交通安全意識を高めるための交通安全教育等

## 運動の中核となっている警察での交通安全教育への取り組み

- 都道府県公安委員会が行う交通安全教育の基準とするため、国家公安委員会は、交通安全教育指針を作成・公表。
- 幼児から高齢者に至るまでの各年齢層を対象に、交通社会の一員としての責任を自覚させるような交通安全教育を段階的かつ体系的に実施。

## 幼児

道路の歩き方、横断の仕方等について、幼稚園、保育所等を単位として交通安全教育を行うとともに、交通ルールや交通マナーを遊びながら学ぶことができる幼児交通安全クラブの結成及びその活動の活発化を図っている。

## 小中学生

自転車の安全な乗り方教室を開催しているほか、交通安全推進のための少年達のリーダーとなる交通少年団の結成及びその活動の活発化を図っている。

## 高校生

安全で正しい自転車の利用、原付、普通自動二輪車等の特性に応じた安全運転の方法等についての交通安全教育を推進している。特に、普通自動二輪車等の安全運転に関する指導については、教育委員会及び学校と連携し、法令講習及び実技指導員（白バイ隊員等）の派遣による実技講習を推進している。

## 高齢者

交通事故現場において実際の事故事例に基づく教育を行ったり、夜間の反射材効果実験を盛り込んだりするなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進し、交通社会の一員としての責任を自覚させ、事故を誘発しないような行動をとらせるようにしているほか、高齢者自身が積極的に各種交通安全活動に参加できるよう老人クラブへの交通安全部会の設置や高齢者交通安全指導員（シルバー・リーダー）による自発的な活動を推進するよう働き掛けている。

事例1. 交通安全に関する国民運動

1. 運動の概要

(1) 交通安全意識を高めるための交通安全教育等

事業所等における交通安全教育活動

- 一定台数以上の自動車を使用する事業所等においては、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任。警察では、これらの安全運転管理者等に対し、安全運転管理に必要な知識等に関する講習を実施している。
- 都道府県ごとに安全運転管理者等を会員とする安全運転管理者協（議）会が結成されている。
  - ・ 交通安全運動、シートベルト着用推進運動、無事故無違反コンクール等を積極的に推進。
  - ・ 安全運転管理に関する各種講習会の開催、教育資料の作成・配布等を通じ、職域における交通安全思想の普及に努めている。
  - ・ 警察としてもこの交通安全教育が適切に実施されるよう、必要な指導等を行っている。

各都道府県や事業所での、交通安全管理の徹底を指導

自動車安全運転センター安全運転中央研修所

- 自動車安全運転センターが安全運転中央研修所を設置。研修上では、安全運転の実践的かつ専門的な技能及び知識についての体験的研修を行い、地域における交通安全教育の担い手の育成に当たるなど体系的な交通安全教育の推進を図っている。
  - ・ 研修においては、高速道路、都市内道路、山道等を模した多種のコースにおける危険の予知及び回避の訓練、摩擦係数を低くして凍結路面等を再現するスキッドパンにおける走行訓練等危険な走行状態等を実地に体験しながら、高度で実践的な訓練を実施

実践的かつ専門的な知識、技能についての体験的研修で人材育成

事例1. 交通安全に関する国民運動

1. 運動の概要

(2) 市町村、地域ボランティア等と連携した地域ぐるみの交通安全活動

市町村と連携した交通安全活動

- 住民の交通安全意識を高め、地域社会における交通の安全を確保するため、警察では、市町村と協力してシートベルトの着用促進や反射材の普及促進のための広報啓発活動を積極的に推進。
  - 市町村が実施する講習会に警察官等を講師として派遣するなど、市町村による交通安全対策が効果的に行われるようにするための協力を行っている。

地域ボランティア等の自主的な交通安全活動の促進

- 民間においても、様々な形で、交通安全のための自主的な取り組みが行われている。
  - 交通安全活動を行っている団体を代表する各地域における交通安全協会では、交通事故防止に関する啓発活動、交通安全教育、被害者に対する交通事故相談、交通安全功労者の表彰等の事業を行っている。
  - 交通安全活動に従事しているボランティアとして、地域交通安全活動推進委員、交通指導員等が広報啓発活動、街頭における交通安全指導等の活動を行っている。

都道府県交通安全活動推進センター及び全国交通安全活動推進センター

- 交通安全活動推進センターが、警察と連携し、他の民間団体の活動を支援するなどして、民間の交通安全活動の中心的な役割を担っている。

地域ぐるみの活動を実施し、警察の活動のみならず、民間団体、市町村等の活動が効果的に行われるようにする

事例1. 交通安全に関する国民運動

2. 小学校、中学校、高等学校での運動への取り組み

(1) 交通安全教室の開催

- 保育所、幼稚園、小学校等における実施要領では、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室の開催をひとつとして掲げており、多くの小学校で、地方自治体や企業などと連携した体験型教室が開催されている。
  - ・ 小学校では、自動車メーカーや運送会社等による社会貢献活動の一環としての交通安全教室の開催・支援もみられる。
  - ・ 中学校では生徒に関心を持ってもらうため、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車安全教室を開催する学校も少なくない。また、ロードレースのプロを講師に招くなどの工夫がみられる。

<小学校での取り組み例>

村中小学校 交通安全教室 (平成26年10月7日)	茨城大学教育学部附属小学校 児童体験型の交通安全教室 (平成27年5月12日)	北里小学校交通安全教室 (平成26年10月29日)
------------------------------	---	------------------------------

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村中小学校で全校児童が参加する交通安全教室を実施</li> <li>・ 小牧に事業所を置く運送会社の協力により、トラックや自転車などを使った実演を行い、道路への飛び出しや自転車の2人乗りの危険性を説いた</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 春の全国交通安全運動の取り組みとして、JR東日本水戸支社および茨城交通株式会社の協力により、全児童636名を対象とした体験型の交通安全教室を実施</li> <li>・ 約8割の児童が自宅からバスや電車を使って通学していることなどから、交通安全や交通マナーについての意識を高めるため、公共交通機関の乗車マナーなどを学ぶ交通安全教室を毎年実施している</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車の安全な乗り方や交通ルールを学習する交通安全教室を、全校児童を対象に開催</li> <li>・ 交通安全教育チーム「あゆみ」と小牧警察署の警察官が講師となり、実演も交えて正しい自転車の乗り方を児童たちに教示</li> </ul> |
|---|---|--|

事例1. 交通安全に関する国民運動

2. 小学校、中学校、高等学校での運動への取り組み

(1) 交通安全教室の開催

<中学校での取り組み例>

山王中学校 自転車交通安全教室  
(平成27年6月30日)

城山中学校 プロロードレーサー指導による自転車教室  
(平成27年6月9日)

- 千葉市立山王中学校校では、生徒及び教職員622名を対象とした、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車安全教室を開催
- 参加者に交通事故の恐怖を体験してもらうことで、交通安全意識の向上及び、交通事故の抑止を図った
- 城山中学校は、生徒約330人が参加する自転車安全利用教室を実施
- 栃木県宇都宮市を本拠地とする自転車ロードレースのプロチーム「宇都宮ブリッツェン」の選手が講師として参加し、生徒らが自転車を運転する様子を見ながらアドバイスを行った

<高等学校での取り組み例>

洛星高等学校  
平成27年6月24日

千葉高等学校  
平成26年5月7日

- JAF（日本自動車連盟）京都支部は、洛星高等学校からの依頼で、同校の新入生218名に対して自転車交通安全教室を開催
- 講習では、6月1日に改正された道路交通法の内容も含めた自転車の交通違反について説明。「クルマの死角」「自転車急制動」「自転車並進の危険」なども、解説した
- 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間（5月）に合わせて、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車安全教室を開催
- 参加者に交通事故の恐怖を体験してもらうことで、交通安全意識の向上及び、交通事故の抑止を図った

事例1. 交通安全に関する国民運動

2. 小学校、中学校、高等学校での運動への取り組み

(2) 児童・生徒による手作りマスコットなどの作成・配付

- 全国交通安全運動期間など、生徒たちによる手作りによるマスコットやお守りなどを、ドライバーにチラシなどと共に手渡しし、交通安全を呼びかける取り組みが行われている。
  - ・ マスコットなどの手作りや、ドライバーと触れ合うことで、生徒たちの意識を高める機会となっている。
  - ・ 高等学校では家庭科の授業や家庭クラブの活動として、マスコット制作を行う学校もある。

<中学校での取り組み例>

**有年中学校 学校防犯対策委員会**  
(平成25年年9月26日)

- ・ 有年中学校の学校防犯対策委員会は、手作りのマスコットをドライバーに手渡し、安全運転を呼び掛ける交通安全キャンペーンを実施
- ・ マスコットはマジックでイラストと文字を書いたプラスチック板に「交通安全」の札と吸盤を付けたもので、全校生徒79人が1人2個ずつ制作した

**諸富中学校 「無事カエル」グッズ配布**  
(平成27年7月10日)

- ・ 夏の交通安全県民運動に合わせ、諸富署と諸富地区交通安全協会諸富支部などが「お守り」を配布しドライバーに事故防止を呼び掛け
- ・ 諸富中学校の生徒会17人も参加し、事故防止のチラシやグッズ、地元産の玉ネギが入ったビニール袋をドライバーに手渡した

**名護屋中学校 手作りお守り配布**  
(平成24年4月11日)

- ・ 佐賀県唐津市鎮西町の名護屋中学校の全校生徒61人が「春の交通安全運動」にちなみ、人気アニメのキャラクターなどをあしらった手作りのお守りをドライバーに配布
- ・ お守りは全校で候補を考えた4種類のイラストに、「交通安全守ってね」のメッセージを添えたプラスチックをオーブンで焼いて仕上げた
- ・ 生徒会役員と2、3年生の学級委員8人が早朝から道の駅「桃山天下市」で、通勤途中のドライバーに約100個のお守りとチラシなどを手渡した

事例1. 交通安全に関する国民運動

2. 小学校、中学校、高等学校での運動への取り組み

(2) 児童・生徒による手作りマスコットなどの作成・配付

<高等学校での取り組み例>

南砺福光高等学校 家庭クラブ  
交通安全祈願マスコットの作成・配布

- 南砺総合高等学校福光高等学校では、家庭クラブと連携し、交通安全祈願マスコットを作成
- 夏のさわやか運動で家庭クラブ委員や生徒会がマスコットを町内でドライバーに配布した

※さわやか運動…高校生の交通マナーや規範意識の向上を目的にさわやか運動を行い、高校生が主体となって列車の乗車マナーや交通マナーなどの遵守を呼び掛ける県の取り組み

蓮田高等学校 家庭部・インターアクト部  
マスコットの作成・配付

- 家庭部では、学校家庭クラブ活動として、カエルのマスコット人形を作って、交通安全キャンペーンで配布
- インターアクト部は平成27年「春の全国交通安全運動」街頭キャンペーンに生徒会メンバーとボランティアの生徒とともに参加
- インターアクト部は家庭部が制作したカエルのマスコットと記念品を、ドライバーなどに配付した

※インターアクト部…国際交流、国際理解、奉仕活動を活動内容としている部

不動岡高等学校  
家庭科の授業でマスコット作成

- 交通安全のお守りとして、カエルのマスコット「無事カエル」を1年生全員が家庭科の授業で作成
- 例年、加須警察署にしてみらい、秋の交通安全週間に合わせて、生徒たちがドライバーに配付



事例1. 交通安全に関する国民運動

2. 小学校、中学校、高等学校での運動への取り組み

(3) 部活動・クラブ活動と連携した取り組み

- 高等学校では、部活動やクラブ活動の中で交通安全運動に取り組んでいる学校がある。
  - ・ 部活動の活動として実施することで、生徒たちのモチベーションが高まる。
  - ・ 生徒会が中心となり、部活動を巻き込んで取り組むことで、学校全体としての取り組みに広がる。

<取り組み例>

出雲工業高等学校 家庭クラブ  
幼稚園での交通安全教室の開催

- ・ 出雲工業高等学校の家庭クラブは、毎年近隣の幼稚園と交流学習を行っており、園児交流を行っている
- ・ 平成20年度は交通安全委員会全を取り上げた
- ・ 園児に分かりやすい紙芝居を作成し、9月25日に幼稚園へ出向いて交通安全教室を実施した
- ・ 生徒の手で紙芝居を作成することにより、交通ルールや交通マナーを生徒自らが勉強し、交通安全の意識を高め、それを園児に還元することによって地域への貢献を実感できる機会となった

阿武野高等学校生徒会・美術部  
交通ルール・交通マナーポスターの掲出

- ・ 生徒会が中心となり、地域全体の交通安全啓発に繋がる取組を実施した
- ・ 全生徒対象に、交通安全スローガンを募集し、応募された中から、最優秀スローガン1点を選定。そのスローガンを美術部の協力により、縦1m×横2mのボードに描き、校門に掲出
- ・ 美術部員が、交通ルール・交通マナーをテーマにしたポスターを作成し、近隣の交通危険箇所を設置

東予高等学校 美術部・工業科  
事故防止を呼び掛ける警告板の設置

- ・ 多発する正門前での交通事故を防止するため、注意を喚起する警告板を製作
- ・ 全校生徒にアイデアスケッチを募集し、美術部員が制作。工業科の生徒が警告板を固定するコンクリート台を製作した
- ・ 部活動や工業科との連携・協力を図ることで学校全体の取組となった

事例1. 交通安全に関する国民運動

3. 学校外での小中高生を対象とした取り組み

(1) 交通少年団

- 交通少年団は各地域の交通安全協会に結成され、小学生を対象とし、警察官や団の指導者が指導。交通安全教室、交通安全ボランティア活動・スポーツ・レクリエーションなど幅広い活動を行っている。
  - ・ 昭和45年に初めて交通少年団は誕生。現在は98団に約3500人の団員が所属。
  - ・ 学校外での様々な活動を行うことによる子どもたちの成長を目的としており、交通安全運動だけでなく、規律や奉仕精神などを学べる機会としている。
  - ・ 少年のリーダーとして、同級生や下級生の模範となり、更に、一般運転者や家族に対する交通安全のアピールを行うことが期待されている。
  - ・ 制服を用意することで、特別感を演出し、子どもたちのモチベーションや連帯感を高めている。

<取り組み内容>

基本訓練

- ・ 規律ある行動を身につけるため、敬礼、集合、解散などの基本訓練を行う

ボランティア活動

- ・ 街頭での交通安全活動をはじめ、高齢者の保護誘導などのボランティア活動を行う

社会貢献活動

- ・ 交通安全活動をはじめ、公園、歩道の清掃やイベント会場周辺の自転車の整理整頓などの社会貢献活動を実施

スポーツ・レクリエーション

- ・ スポーツやレクリエーションを通じて、身体を鍛え、友情の輪を広める

卒団表彰式

- ・ 頑張った活動を行った団員に対し、卒団する際に警視庁交通部長から感謝状を授与

<全国交通運動での活動例>

十勝広尾町では小学4年から6年までの児童16人が、町の交通少年団に所属して日頃から交通安全のキャンペーンなどに参加（平成27年秋の全国交通運動）

事例1. 交通安全に関する国民運動

3. 学校外での小中高生を対象とした取り組み

(2) 全国交通安全運動イベントやキャンペーンへの参加

- 全国交通安全運動期間中、各地で行われるイベントやキャンペーン等に、小中高生が参加するコンテンツが用意し、関心を高める機会を提供している。
  - ・ 高校生が一日警察官なった事例では、高校生が幼稚園の園児を指導することで、高校生の意識を高めた

<取り組み例>

高校生一日警官、園児に交通ルール指導

- ・ 平成27年秋の全国交通安全運動期間中、伊予署では交通安全キャンペーンを実施
- ・ キャンペーンでは、愛媛県伊予市下吾川の伊予農業高校の生徒6人に一日警察官になってもらい、署員と協力して交通ルールを学ぶクイズを使い、近くの天使幼稚の園児と道路の渡り方などを指導を行った

交通安全をPRパレードへの鼓笛隊参加

- ・ 平成27年秋の全国交通安全運動期間に合わせ、交通安全をPRするパレードを、長浜小学校前の県道で実施
- ・ 地元の交通安全協会から依頼がありました長浜小学校鼓笛隊はパレードに参加し、先頭を飾った

小学生が参加する出動式

- ・ 春の全国交通安全運動の前に、東京・昭島市では、地元の小学生ら約50人が参加する出動式を実施
- ・ 出動式には小学2年から6年までの児童16人のほか、白バイやパトカーなど24台が参加し、「ルールとマナーで事故防止」と書かれた垂れ幕を持って市内を練り歩き、交通安全を訴えた

3. 北方領土返還要求運動の教育面における在り方に関する調査(事例調査)

事例1. 交通安全に関する国民運動

3. 学校外での小中高生を対象とした取り組み

(3) コンクール・コンテストの開催

- 様々な地方自治体や企業などが、小中高生を対象とした交通安全に関するポスターや標語、作文などのコンクールやコンテストなどを実施している。
  - ・ 様々なところが主催することで、目にする機械や、応募する機会が増え、身近な存在になっている。
  - ・ コンテストが分散することで、入賞する確率が高くなるため、応募へのモチベーションが上がる。

<取り組み例>

ポスターコンクール

対象	コンクール名など	主催
小	東京都交通安全ポスターコンクール	東京都など
小	秋の全国交通安全運動ポスターコンクール	幸警察署
小中	交通安全ポスターコンクール	JA共済
小中	交通安全ポスターコンクール	茨城県
小中	交通安全ポスターデザイン 募集	毎日新聞社など
小中	交通安全コンクール（ポスターの部）	前橋市役所

標語コンクール

対象	コンクール名など	主催
小中	交通安全・防犯標語コンクール	寒川町役場
小中	交通安全コンクール（標語の部）	前橋市役所
小中高	交通安全スローガンを募集	茨城県

作文コンクール

対象	コンクール名など	主催
小中高	交通安全ファミリー作文コンクール	内閣府など
小中	交通安全作文コンクール	茨城県

奈良県警ヒヤリ地図コンクール

- ・ 奈良県警では、「高齢者の部」「小・中学生の部」「一般の部」の3部門でヒヤリ地図コンクールを実施
- ・ 地図の作成に参加することによって、交通安全活動への参画意識を醸成するとともに、地図を公表することで住民自身の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止につなげることを目的としている

高校生交通安全TVCMコンテスト

- ・ 岩手県交通安全対策協議会とIBC岩手放送の主催で高校生を対象に交通安全に関するCMコンテストを平成17年から毎年実施
- ・ グランプリ賞及び準グランプリ賞を受賞した3作品は、IBC岩手放送のテレビCMとして放送
- ・ 高校生のコンテストに向けた取組や審査会当日の様子も、IBCテレビ「じゃじゃじゃTV」番組内で高校生交通安全CMコンテストの特集として放送される

事例1. 交通安全に関する国民運動

4. 全国交通安全協会の取り組み

- 全国交通安全協会では、諸外国からの情報収集や、DVD制作など、積極的な活動を行っている。
  - ・ 交通の危険防止のため、交知道徳の普及高揚を図り、もって交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的として、昭和36年1月10日に内閣総理大臣から財団法人の設立許可を受け、交通安全思想の普及啓発、交通安全教育の推進、交通安全教育指導者の育成、交通安全表彰の実施等の交通安全活動を全国的に推進している。

<主な事業>

<p><b>1. 交通安全思想の普及啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通安全国民運動中央大会の開催</li> <li>(2) 全国交通安全運動の共催</li> <li>(3) 交通安全年間スローガン、交通安全ポスターデザインの募集と普及</li> <li>(4) 反射材フェアの開催など反射材の普及促進</li> <li>(5) ハンドルキーパー運動の推進</li> <li>(6) 交通安全ファミリー作文の募集</li> <li>(7) 交通安全アクションへの参画</li> <li>(8) 交通安全広報の推進</li> </ul>	<p style="text-align: center;">活動例</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>交通安全国民運動中央大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年年頭に主催（平成16年から警察庁と共催）し、内閣府、文部科学省、国土交通省の後援で開催</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>全国交通安全運動の共催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本交通安全協会が昭和27年秋の全国交通安全運動の主催団体に加わって以後、一貫して参画し、都道府県交通安全協会と協力して交通安全運動のキャンペーンや交通安全ポスター、チラシの作成・配布など積極的に運動を推進</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>交通安全国民運動中央大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年年頭に主催（平成16年から警察庁と共催）し、内閣府、文部科学省、国土交通省の後援で開催</li> </ul>	<p>全国交通安全運動の共催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本交通安全協会が昭和27年秋の全国交通安全運動の主催団体に加わって以後、一貫して参画し、都道府県交通安全協会と協力して交通安全運動のキャンペーンや交通安全ポスター、チラシの作成・配布など積極的に運動を推進</li> </ul>
<p>交通安全国民運動中央大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年年頭に主催（平成16年から警察庁と共催）し、内閣府、文部科学省、国土交通省の後援で開催</li> </ul>	<p>全国交通安全運動の共催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本交通安全協会が昭和27年秋の全国交通安全運動の主催団体に加わって以後、一貫して参画し、都道府県交通安全協会と協力して交通安全運動のキャンペーンや交通安全ポスター、チラシの作成・配布など積極的に運動を推進</li> </ul>		
<p><b>2. 交通安全教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼児の保護と交通安全教育の推進</li> <li>(2) 小・中学校の児童・生徒に対する交通安全教育の推進と「交通安全子供自転車全国大会」の開催</li> <li>(3) 高齢者に対する交通安全対策の推進</li> <li>(4) 自転車利用者に対する交通安全教育の推進</li> <li>(5) 二輪車安全運転教育の推進と「二輪車安全運転全国大会」の開催</li> <li>(6) 自動車運転者に対する安全運転教育の推進</li> <li>(7) 安全運転管理者に対する交通安全対策の推進</li> </ul>	<p style="text-align: center;">活動例</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>「子どもと保護者の交通安全ブック」や「交通安全絵本」等の発行、教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央交通安全対策会議が制定した「幼児交通安全教本」をわかりやすく説明した普及版「子どもと保護者の交通安全ブック」を発行</li> <li>・ 「幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会」を開催</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>DVDの制作・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVD「チャイルドシートで守ってね!」を制作し、全国の交通安全協会に配布</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>「子どもと保護者の交通安全ブック」や「交通安全絵本」等の発行、教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央交通安全対策会議が制定した「幼児交通安全教本」をわかりやすく説明した普及版「子どもと保護者の交通安全ブック」を発行</li> <li>・ 「幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会」を開催</li> </ul>	<p>DVDの制作・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVD「チャイルドシートで守ってね!」を制作し、全国の交通安全協会に配布</li> </ul>
<p>「子どもと保護者の交通安全ブック」や「交通安全絵本」等の発行、教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央交通安全対策会議が制定した「幼児交通安全教本」をわかりやすく説明した普及版「子どもと保護者の交通安全ブック」を発行</li> <li>・ 「幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会」を開催</li> </ul>	<p>DVDの制作・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVD「チャイルドシートで守ってね!」を制作し、全国の交通安全協会に配布</li> </ul>		

事例1. 交通安全に関する国民運動

4. 全国交通安全協会の取り組み

<主な事業>

3. 各種研修会の開催等

交通事故に関する相談及び道路使用適正化業務を行う者に対し、「交通事故相談担当者研修会」、「道路使用適正化業務担当責任者研修会」を開催

交通安全教育の指導者を育成するため、「安全運転管理指導者講習会」、「二輪車特別指導員養成講習会」、「幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会」、「二輪車安全運転特別指導員中央研修会」、「地域交通安全活動推進委員全国研修会」などを実施

また、道路使用等の適正化に関する資料として「ポケット版道路使用の手引」を発行している。

4. 交通安全表彰の実施

多年にわたり交通安全活動に尽力し、抜群な功績等があった交通安全功労者、優良安全運転管理者及び優良運転者に対し、その功績に応じて交通安全栄誉章を贈呈、毎年1月の交通安全国民運動中央大会で表彰している。

他に、交通安全活動等を積極的に推進し、顕著な功績があった交通安全優良団体、優良事業所、優良学校、優良交通安全協会、優良安全運転管理者協議会や交通安全活動に顕著な功績のあった個人、団体の表彰、優良二輪車安全運転指導員等の表彰なども行っている。

5. 交通安全に関する調査研究の実施

専門委員会（「安全運転教育推進委員会」、「二輪車安全運転推進委員会」、「自転車安全教育推進委員会」、「安全運転管理委員会」、「交通安全装備委員会」、「反射材活用推進委員会」を設置するなどして、調査研究を行っている。

自転車の通行ルール等の法改正のための調査研究を実施したり、

交通ルールを徹底するための広報啓発用DVD「交通ルールを守る。大切な命を守る。」の制作などを実施。

6. 交通安全教育用資機材等の作成・配分

- (1) 交通安全教育用資機材の配分
- (2) DVD等の作成・配布
- (3) 保安用資機材等の普及
- (4) 視覚障害者用交通信号機等の寄託

7. 諸外国との交流

全米安全協会（NSC）など海外の交通関係団体との連絡を図り、交通安全対策に関する新しい情報や資料の収集に努め、また、外国からの視察団との交流を行うなど、広く各国における交通事故防止対策についての調査研究を実施している。

事例1. 交通安全に関する国民運動

【参考】

全国交通安全運動の主な動き①

年	実施内容等	ポイント
昭和23年	「全国交通安全週間」(12月10日～12月16日)が、国家地方警察本部(警察庁の前身)決定による全国交通安全週間実施要綱に基づき実施	
昭和36年	「秋季全国交通安全運動」を「秋の全国交通安全運動」と呼称	
昭和37年	政府の交通対策本部が中心となって推進	
昭和45年	交通少年団、誕生	
昭和47年	スクールゾーンの推進開始 交通安全指導(講習会、座談会、交通教室など)を、春の交通安全運動では約607万人に、秋の交通安全運動では約861万人に対して実施	大規模な指導の実施
昭和48年	母と子の交通安全クラブ結成が全国で進み始める	交通弱者である子どもの安全に関心の高い母親たちの意識高揚、巻き込み
昭和49年	母親ぐるみの幼児交通安全クラブの結成の促進とその活動の活発化推進を開始 小、中学生については、学校や団地自治会等と協力して、自転車の安全な乗り方教室を開催などを実施 交通少年団の結成の促進と活動の活発化推進を開始(昭和49年9月時点で全国に1,569の交通少年団が結成され、小学生約25万人、中学生約2万8,000人が加入)	学校等との連携
昭和50年	警察では、生活ゾーンにおける交通安全対策や街頭における交通指導取締りを実施 関係機関、団体との連携による自転車安全教室、二輪車安全運転講習会、老人家庭の巡回指導、各種交通安全キャンペーン等を実施	生活ゾーンでの活動で、地域住民の意識高揚 関連機関・団体との連携
昭和51年	交通対策本部が春(4月6日～15日)、秋(9月21日～30日)の運動期間を指定 交通安全パレードやキャンペーン等を積極的に実施 交通安全協会の自転車安全教育推進委員会、学校等と協力して、母親と幼児、小、中学生と老人を重点とした自転車安全教室、自転車の安全な乗り方コンテスト等を開催	
昭和52年	夏休み中の子供の交通事故防止等を重点とする夏の全国交通安全運動を特別に実施	状況に応じた運動の展開
昭和53年	昭和55年は10年ぶりに交通事故死者が増加する兆しがみえたので、夏にも運動を実施	

3. 北方領土返還要求運動の教育面における在り方に関する調査(事例調査)

事例1. 交通安全に関する国民運動

【参考】

全国交通安全運動の主な動き②

年	実施内容等	ポイント
昭和54年	自転車安全整備技能検定を実施開始	検定の導入
	点検整備済TSマーク(青色TSマーク)導入	マークの導入
昭和59年	警察では、学区、団地等地域ごとに、交通事故の被害者となりやすい幼児、子供、老人等を重点として、交通安全教室、講習会等を開催	段階に応じた交通安全教育
	交通指導員等の民間有志や交通安全協会等の民間交通安全団体が活動を行っており、警察では、関係機関と協力して、交通安全指導者に対する研修会の開催や交通事故実態の資料の配布を行うなど、その活動が効果的に行われるよう必要な協力を行っている。	地域交通安全活動への協力
	一定台数以上の自動車を使用する事業所等で選任されている安全運転管理者、副安全運転管理者(昭和59年3月末現在約27万箇所の事業所において、安全運転管理者約27万人、副安全運転管理者約3万5,000人)は、運行計画の作成、シートベルト着用推進運動等事業活動に伴う安全対策を推進	事業所等における交通安全活動の推進
	都道府県ごとに安全運転管理者等を会員とする安全運転管理者協議会が結成	
	安全運転管理者制度に対する事業主の理解と協力を得るため、道路交通の現状と交通事故の実態、交通事故と企業経営等を内容とする事業主講習会が各地で開催	
安全運転管理者等と事業主が一体となって安全運転管理、交通安全活動を推進		
平成元年	警察では、学校当局の要望に応じ、法令講習や安全運転実技指導について、可能な限り実技指導員(白バイ隊員等)を派遣するとともに、資料を提供	
平成2年	自動車安全運転センター安全運転中央研修所の建設	実践的かつ専門的な知識、技能についての体験的研修で人材育成
平成4年	各都道府県ごとに、自動車販売業界による交通安全対策推進協議会が結成されており、ディーラー店頭における交通安全教室の実施等自動車販売業界の特色をいかした各種の交通安全活動が展開	事業所等における交通安全活動の推進
平成11年	市町村、民間団体等が、効果的かつ適切に交通安全教育を行うことができるようにするとともに、都道府県公安委員会が行う交通安全教育の基準とするため、国家公安委員会は、交通安全教育指針を作成・公表	年齢別、通行の態様別に全国規模で体系化